63	削除
64	削除
［65～69　略］	
70	削除
［71～91　略］	

［２～４　略］

63	(1)　栃木県小山市本郷町３―５―12　(102.90) (2)　栃木県下野市花田字切替205―１　(96.00)	北緯36度19分05秒東経139度48分28秒の地点と北緯36度21分27秒東経139度52分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
64	(1)　栃木県小山市本郷町３―５―12　(89.70) (2)　栃木県小山市下河原田字今宮867―１　(75.10)	北緯36度19分05秒東経139度48分28秒の地点と北緯36度18分47秒東経139度44分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［65～69　同左］		
70	(1)　長野県長野市大字鶴賀上千歳町1112―１　(445.10) (2)　長野県上高井郡小布施町大字雁田1225―４　(435.50)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度41分05秒東経138度19分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［71～91　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十七　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１・２　略］		
3	削除	
［４～38　略］		
39	削除	

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１・２　同左］		
3	(1)　岩手県北上市大堤南１―５―２　(135.50) (2)　岩手県胆沢郡金ケ崎町西根和光682　(333.10)	北緯39度15分44秒東経141度05分58秒の地点と北緯39度11分14秒東経140度59分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［４～38　同左］		
39	(1)　新潟県上越市西本町４―３―３　(89.00) (2)　新潟県上越市大字諏訪字浦田17―１　(57.60)	北緯37度10分21秒東経138度14分25秒の地点と北緯37度08分12秒東経138度17分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域